

松江市学校給食用物資納入指定業者登録基準

令和 5 年 10 月 1 日制定
公益財団法人松江市学校給食会

公益財団法人松江市学校給食会（以下「本会」という。）が発注する学校給食用食材物資（以下「物資」という。）の納入指定業者を登録する「松江市学校給食用物資納入指定業者登録基準」は、下記のとおりとする。

記

1. 登録業者の範囲

物資の生産・製造・加工・販売を営む法人・個人及び関連団体とする。

2. 基本条件

- (1) 原則として松江市内に事業所を有していること。
- (2) 食品衛生法第 54 条に規定する営業を行っている者は、同法 55 条に規定する営業許可を有していること。

3. 経営規模

- (1) 工場、店舗、販売店等、固定した営業施設を有していること。

4. 信用状況

- (1) 学校給食に関して理解があり、協力的であること。
- (2) 食品に関する法令その他の規程を遵守していること。
- (3) 経営状態が良好で常時安定した営業を行っていること。
- (4) 納税義務を履行していること。

5. 衛生状況

- (1) 店舗、工場、倉庫、冷蔵設備等衛生管理上必要な設備を完備していること。
- (2) 衛生状況が良好であること。
 - ① 食品製造業者並びに乳製品類・魚介類・食肉販売業者は、納入指定業者の登録を申請する際に所管の保健所から 2 年以内に発行された「食品衛生監視票」を提出すること。
 - ② その他の販売業者は、「学校給食用物資納入指定業者登録審査会」の審査結果が良好であること。
- (3) 従業員の健康管理が充分行われていること。

6. 供給能力

- (1) 本会が発注する物資の銘柄・規格・数量が確保でき、サンプルと齟齬がないこと。
- (2) 本会が指定する日時・場所に、物資を遺漏なく納入出来ること。
- (3) 納入物資に不良品がある場合は、直ちにその交換又は補充が出来ること。